



令和2年4月24日付け事務連絡（精神手帳）のQ&A

令和2年4月30日

Q1： 医師の診断書の提出1年猶予で更新する場合の手帳の有効期限は1年か、2年か。

→（回答）有効期限は2年。

Q2： 猶予期間の1年を超えて診断書を提出されない場合においても、更新した手帳については有効期限（更新前の有効期限の2年後の日）まで失効しないものと解釈してよろしいか。

→（回答）今回の事務連絡では診断書の提出を1年間猶予するものであり、提出自体を免除するものではないため、1年を超えて診断書の提出がなかった場合には、必要な書類が揃わないことになりますので無効になります（更新時点に遡及して無効とはしません）。

Q3： 猶予した診断書が提出され、それを審査した結果、政令で定める精神の状態でない場合どう対応するのか。

→（回答）猶予した診断書の審査結果で、政令で定める精神の状態でない場合、精神保健福祉法第45条第3項により申請者に通知、手帳の自主返納を求め、それにもかかわらず、返納されない場合、精神保健福祉法第45条の2第3項及び第4項により指定医の診察を経て、返還命令を行うことになる。

Q4： 対象者が猶予期間中に診断書を提出した場合、手帳更新時点に遡及して等級変更することとしてよろしいか。また、猶予期間経過後は遡及した等級変更はできないものとしてよろしいか。

→（回答）対象者から猶予期間中に診断書が提出された場合であって、等級変更が必要になる場合には手帳更新時点に遡及して適用はせずに、等級変更が生じた時点から変更してください。

（診断書は過去の対象者の病状を記載したのではなく、提出時点の病状のため）

Q5： 等級変更が必要となった手帳の有効期限は診断書の提出から2年間になると解してよろしいか。

→（回答）診断書なしで更新した有効期限までの間の残期間有効とする。

Q6： また、手帳更新時点と等級が同じ場合でも手帳の有効期限は延長されると解してよろしいか。

→（回答）おつて提出があった診断書の判定で、診断書なしで更新した等級に変更が生じない場合は、診断書なしで更新した有効期限までの残期間とする。